高根沢町社会福祉協議会広告事業(高根沢町社協だより広告掲載)取扱要領

**1　広告媒体の概要について**

|  |  |
| --- | --- |
| 広告媒体の名称 | 高根沢町社協だより |
| 内容及び作成目的 | 社会福祉協議会に関する情報の充実を図ることを目的とする。 |
| 規格 | 判型：A4判  ページ：フルカラー8ページ |
| 発行部数 | 6,540部 |
| 発行頻度 | 年2回(6月、10月) |
| 発行日 | 該当月1日 |
| 配布方法 | 新聞折り込み、町内公共施設等に配架 |
| 発行元 | 社会福祉法人　高根沢町社会福祉協議会 |

**2　広告規格・掲載料金等について**

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載位置 | 本会が指定した位置(表紙及び最終ページを除く ) |
| 規格 | 縦45mm×横85mm（カラー広告） |
| 枠数 | 広報誌1号につき1枠 |
| 料金（1回あたり） | 5,000円（税込） |
| 広告掲載範囲 | 下記のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない  (1)　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの  (2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの  (3)　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの  (4)　政治性又は宗教性のあるもの  (5)　個人の氏名を広告するもの  (6)　社会問題について主義主張するもの  (7)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの  (8)　美観風致を害するおそれのあるもの  (9)　その他広告を掲載することが適当でないと会長が認めるもの |

**3　申込方法**

・高根沢町社協だより広告掲載申込書を、掲載を希望する広報発行日の2ヵ月前の初日までに本会事務局まで提出すること。

・広告原稿は申込者が作成するものとし、申込書に広告原稿を添付すること。

**4　掲載料の納入について**

・広告掲載料は、高根沢町社協だより広告掲載決定通知書により指定する口座へ納入するものとする。

・既納の広告掲載料は原則として還付しない。

**5　その他**

・その他詳細については、要綱の定めるとおりとする。